

令和 8 年度 防犯情報 N03

公益社団法人高知県防犯協会

〒780-0056

高知市北本町一丁目 9 番 20 号

電話 088-875-9861

FAX 088-875-9862

HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

高知県内で未成年の喫煙が増加 ～子どもたちを喫煙・非行・犯罪被害から守るために～

高知県警察が販売店等への協力要請を行うなど、未成年者の喫煙防止対策を強化

県内の不良行為少年の補導状況(人員)

	R4	R5	R6	R7	R8.6末
飲 酒	74	93	79	95	52
喫 煙	531	667	894	978	383
粗 暴 行 為	46	42	48	65	68
家 出	39	15	26	22	17
深夜はいかい	588	566	526	495	113
怠 学	35	32	28	50	18
そ の 他	92	94	132	159	83
計	1,405	1,509	1733	1,864	734

- 令和 7 年中の不良行為少年の補導人員を行為別にみると、全国的には行為の中で「深夜はいかい」が最多であるのに対して、高知県では「喫煙」が 978 人(全体の約 52.5%)と最も多く、前年から 84 人増加しました。
- 令和 8 年 6 月末時点で「喫煙」行為が 383 人と高い水準となっています。
- 更に、少年人口に占める割合でも高知県の「喫煙」行為での補導人員は非常に高い状態です。

20 歳未満の者の喫煙は法律で禁止されています。 【二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律】

- 20 歳未満の人は、たばこを吸ってはいけません。
- 保護者は、20 歳未満の子どもが喫煙しないよう注意・監督することが求められます。
- 20 歳未満の人が吸うと分かっていると、たばこを販売・譲り渡すことはできません。
- 販売店には、年齢確認などにより 20 歳未満への販売を防止することが求められます。

令和 4 年 4 月 1 日から成年の年齢が 18 歳に引き下げられましたが、喫煙・飲酒の**禁止年齢は20歳未満です。**



喫煙は健康問題だけではありません

① 非行の入り口

喫煙をきっかけとして、飲酒、深夜徘徊など、他の問題行動につながる場合があります。

② 犯罪被害につながる危険

喫煙仲間とのつながりなどから、恐喝・暴行等の被害に遭ったり、トラブルに巻き込まれたりする可能性があります。

③ 喫煙場所が「たまり場」になる危険

コンビニ周辺、公園、駅周辺などが少年たちのたまり場となり、喫煙だけでなく、騒音、迷惑行為等につながる場合があります。

20 歳未満の喫煙を防ぐために、私たち一人ひとりができること

少年の喫煙を防止するためには、家庭、学校、地域、そして企業など、県民一人ひとりが「少年を守る」という意識を持つことが大切です。



販売事業者の皆さまへ「売らない」だけでなく「見守る」ことも防犯です。

- 年齢確認を確実に行う。特に 20 歳未満の可能性がある場合は身分証明書の確認
- 少年へのたばこの販売・譲渡をしない
- 少年が喫煙している姿を見かけたら、可能な範囲で声掛けを行う
- 店舗周辺や駐車場などでの少年のたむろ・喫煙に注意する
- 必要に応じて、学校・警察など関係機関に相談・情報提供する
- 従業員にも、少年の喫煙防止について共通認識を持ってもらう

「お客様だから注意しない」ではなく、「地域の子どもだから見守る」。

風俗営業者の皆さまへ少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止してください。

- 「18 歳未満の立入禁止表示」「18 歳未満の者を客として営業所へ立入禁止」の徹底
- 従業員に対し、少年の喫煙防止及び年齢確認の方法を徹底して教育する
- 年齢確認を確実にを行い、年齢が確認できない場合にはたばこの提供等を行わない
- 店内及び店舗周辺を定期的に巡回し、少年の健全育成に配慮した店舗運営を行う
- 少年の喫煙が繰り返される場合は、警察等と連携し、再発防止を図る
- 営業者・管理者は、従業員任せにせず、店舗全体で少年の喫煙防止に取り組む

「少年の健全育成や風営法違反防止に努めてください。」

保護者の皆さまへ少年の喫煙を防ぐためには、家庭でのコミュニケーションが重要です。

- 子どもの外出先や帰宅時間を把握する
- 日頃から子どもの話を聞き、何でも相談できる関係をつくる
- たばこの危険性やルールについて家庭で話す
- 財布や持ち物などに普段と違う変化がないか注意する
- 喫煙を疑ったときは、頭ごなしに叱るのではなく、まず理由や背景を聞く
- 友人関係や生活リズムなど、子どもの環境にも目を向ける

「うちの子に限って」と思わず、小さな変化を見逃さない。

県民の皆さまへ少年の喫煙を見かけたら、「見て見ぬふり」をしないことが大切です。

地域の大人が関心を持ち、声を掛けることが、少年を非行から遠ざける力になります。危険がない範囲で、「ここでたばこを吸ったらだめだよ」など、穏やかに声を掛けることも一つの方法です。

また、トラブルに発展しそうな場合は無理に対応せず、必要に応じて警察や学校などの関係機関に相談しましょう。

STOP!
20歳未満 喫煙

「少年の喫煙防止」は、地域の防犯活動です。

一人ひとりの行動が、少年の健全な成長と、地域の安全・安心につながります。